

問題 1. 外為法第 25 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されているが、いずれの政令も、「外国為替令」を指す。○

【解説】正解率約 75%。外為法第 25 条第 1 項の政令とは、「**外国為替令**」（外為令）のことである。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S55/S55SE260.html>

問題 2. 神戸にある分析機器メーカー A は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する遠心分離機 3 台を、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、フランスの医薬品メーカー B に輸出した。この場合、分析機器メーカー A は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 7 年間保存しなければならない。○

【解説】正解率約 82%。包括許可取扱要領の（別表 3）の（4）で、「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に基づき輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は技術の提供時から少なくとも、**輸出令別表第 1 の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 7 年間**、輸出令別表第 1 の 5 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の 5 から 14 までの項の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は 5 年間、返送に係る輸出の場合は 7 年間保存すること。」と規定されている。

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/tutatu24fy/houkatu_toriatukaiyouryou.pdf

問題 3. 輸出令別表第 1 の 4 の項及び外為令別表の 4 の項は、MTCR に基づく貨物と技術が規制されている。○

【解説】正解率約77%。輸出令別表第1の4の項及び外為令別表の4の項は、国際輸出管理レジームの1つであるMTCR (Missile Technology Control Regime、大量破壊兵器の運搬手段であるミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理体制) に基づく貨物と技術が規制されている。MTCRは、大量破壊兵器を運搬するミサイル等を規制するレジームである。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mter/mter.html>

<http://www.mter.info/english/index.html>

問題4. 東京にあるメーカーAは、アメリカにあるメーカーBから、電子レンジの製造用に、同一の契約で、輸出令別表第1の5の項(3)に該当する製品X(価額95万円)と輸出令別表第1の5の項(16)に該当する製品Y(価額97万円)の注文を受けた。なお、いずれも告示貨物ではない。これらの製品を輸出する際、メーカーAは、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。○

【解説】正解率約73%。少額特例は、輸出令第4条第1項第五号で規定されており、輸出令第4条第1項第五号の解釈については、「輸出貿易管理令の運用について」(運用通達)の4-1-5で、

「輸出令第4条第1項第五号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、**輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第4条第1項第五号に規定された条件は各々の総価額ごとに判断する。**ただし、積算すべき貨物の範囲に輸出令別表第3の3に掲げる貨物とそれ以外の貨物が混在する場合にあっては、輸出令別表第3の3に掲げる貨物の積算額及びそれ以外の貨物の積算額を各々の総価額とする。」と規定されている。

「輸出令別表第3の3に掲げる貨物」である告示貨物はないので、輸出令別表第1の5の項(3)と輸出令別表第1の5の項(16)は、個々に積算し、いずれも100万円以下なので、少額特例を適用することができる。

問題5. 東京にある水処理メーカーAは、来月、シンガポールで行われる水処理装置の国際展覧会に、海水を真水に変えるクロスフローろ過装置α(輸出令別表第1の3の2の項に該当)を出品する予定である。この場合、国際展覧会終了後、日本に戻るのであれば、輸出許可は不要である。✕

【解説】正解率約72%。輸出令別表第1の3の2の項に該当するクロスフロー過装置 α を外国で開催される国際展覧会に出品し、日本に戻す場合であっても、輸出令第4条第1項の特例ではあてはまる規定はないので、輸出許可が必要である。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24SE378.html>

問題6. 九州にあるA大学のX教授は、ニューヨークにある出版社Bとの契約に基づき、外為令別表の3の項(1)に該当する化学製剤の効率的な製造方法に関する研究論文を、同社発行の科学雑誌に掲載するために、編集長Y宛に電子メールで原稿を送る予定である。この場合、X教授は、役務取引許可を取得する必要がある。✕

【解説】正解率約72%。X教授が、ニューヨークにある出版社Bとの契約に基づき、外為令別表の3の項(1)に該当する化学製剤の効率的な製造方法に関する研究論文を、同社発行の科学雑誌に掲載するために、編集長Y宛に電子メールで原稿を送ることは、貿易外省令第9条第2項第九号ホの「雑誌への投稿等」にあたるので、役務取引許可は不要である。

問題7. 東京にある貿易会社Aは、来年2月にタイ向けにポンプ α を輸出するので、大阪にあるポンプメーカーBから、ポンプ α の該非判定書を入手したところ、「ポンプ α は、輸出令別表第1の3の項(2)に該当し、かつ、輸出令別表第1の16の項にも該当します。」と記載されていた。貿易会社Aの輸出管理担当者は、ポンプメーカーBの該非判定書は、誤っていると判断し、再度、提出をお願いすることにした。貿易会社Aの対応は正しい。○

【解説】正解率約76%。この場合、ポンプ α が、リスト規制である輸出令別表第1の3の項(2)に該当する場合は、キャッチオール規制の輸出令別表第1の16の項に該当することはない。逆に輸出令別表第1の16の項に該当する場合は、リスト規制に該当することはない。

もしリスト規制の輸出令別表第1の3の項(2)に該当する場合、貿易会社Aは、ホワイト国でないタイを仕向地としているので、許可申請には相当な時間がかかることが予想される。また、担当審査官から該当する貨物について、該当する貨物等省令の条文や号、スペックなど具体的な説明を求められることもあるので、貿易会社Aが再度、ポンプメー

カーBに該非判定書を確認する対応は適切である。

問題8. 現在、イラン、イラク、北朝鮮の輸出令別表第4の地域向けの輸出については、全面的な輸出禁止措置が取られている。×

【解説】正解率約85%。イラン、イラク、北朝鮮は、輸出令別表第4の地域で、いわゆる懸念国と呼ばれている。我が国が全面的な輸出禁止措置をとっているのは、北朝鮮のみである。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/kitachosen.htm

問題9. 東京にある貿易会社Aは、インドにある企業X（外国ユーザーリストに掲載されている。懸念区分は、ミサイル。）から輸出令別表第1の16の項に該当する貨物の注文を受けた。民生用途で、キャッチオール規制通達にある「明らかガイドライン」に照らしても疑わしいところがなく、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム）もないということであれば、当該貨物について輸出許可を取得することなく輸出できる。○

【解説】正解率約72%。外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッチオール規制における需要者要件に関するものである。需要者要件に関する規定は、核兵器等開発等省令第二号及び第三号に基づくが、同号の括弧書きにある「（当該貨物の・・・用いられることが明らかなきを除く。）。」規定が適用され、需要者要件には該当しない。

また、本問では、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム）もないので、当該貨物について輸出許可を取得することなく輸出できる。

問題10. 大阪にある鉄鋼メーカーAは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。イギリスのメーカーXから、輸出令別表第1の5の項に該当する合金の板（計20トン）の注文を受け、用途を確認したところ、新型の射程が300キロメートル以上の大陸間弾道ミサイルの製造に用いると連絡を受けた。この場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。○

【解説】 正解率約 67%。包括許可取扱要領の別表 3 の (7) (表 1) に示すとおり、本問の場合は、黄色部分に該当するので、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

包括許可取扱要領の（別表 3）の（7）（表 1）

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍사용途
	仕向地（提供地）		
用いられる（利用される）場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる（利用される）おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効（注2）	
	上記以外	失効	
用いられる（利用される）疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

（表 2）は、省略

（注1）表中、「失効」は、当該輸出又は取引について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。「報告」は、当該輸出又は取引を行った後に当該輸出又は取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注2）核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

問題 1 1. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可は、輸出者に便宜を図る許可制度なので、申請者は輸出管理内部規程を整備しなくても、当該包括許可を取得することができる。ただし、当該特別一般包括許可の範囲は、輸出令別表第 3 の地域であるホワイト国向けに限られている。✕

【解説】 正解率約 76%。特別一般包括許可の申請者の要件は、包括許可取扱要領 II. 2 で規定されている。包括許可取扱要領 II. 2. (1) では、「輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から**輸出管理内部規程受理票**及びチェックリスト受理票の交付を受けている者」と規定されているので、申請者は輸出管理内部規程を整備している必要がある。また、包括許可取扱

要領の〔別表A〕及び〔別表B〕にあるように、特別一般包括許可の範囲は、輸出令別表第3の地域であるホワイト国向けに限られていない。

問題12. 東京にあるソフトウェア会社Aでは、インドや中国にある自社の海外子会社に通信用ソフトウェアの開発を委託している。そのため、海外子会社に対し、頻繁に必要な技術資料やプログラムを提供している。ただ、ソフトウェア会社Aでは、海外子会社への開発委託は、支払いばかりで、自社の売り上げとはならないので輸出管理は行わず、専ら売り上げがある自社の海外営業部門に対してのみ輸出管理を行っている。ソフトウェア会社Aの輸出管理上の対応は、適切である。×

【解説】正解率約98%。平成18年3月3日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」の1(1)では、「外為法等の遵守及び輸出管理の重要性について、経営トップ以下が改めて認識を深め、場合によってはその不備が企業の存亡に関わるという点も含めて、**社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底すること。**」と規定されている。したがって、海外子会社に対しても必要な輸出管理を行うことが求められている。

問題13. 東京の電子機器メーカーAは、イエメン共和国の防衛産業企業B（外国ユーザーリストには掲載なし）より、輸出令別表第1の16の項(1)に該当する通信装置の部分品（20個）の引合を受けた。防衛産業企業Bに用途を確認したところ、同国軍傘下にある沿岸警備艇の無線送信機用に利用するとの連絡を受けたが、輸出時までには経済産業大臣からのインフォームはなかったため、輸出許可を取得しないで輸出した。なお、イエメンは、輸出令別表第3の2の国連武器禁輸国ではない。

○

【解説】正解率約58%。イエメン共和国は、輸出令別表第3の2の地域以外で、ホワイト国ではない。したがって、輸出令別表第1の16の項(1)に該当する通信装置の部分品を同国の軍傘下にある沿岸警備艇の無線送信機用に輸出する場合、下記の表に示すように、経済産業大臣からインフォームがない限り、法的には輸出許可申請は不要である。

通常兵器キャッチオール規制の許可が必要な場合

輸出令別表第 1	輸出令別表第 3 の 2 の地域	輸出令別表第 3 の 2 の地域以外 で、ホワイト国でない地域
16 の項 (1)	インフォーム要件	インフォーム要件
16 の項 (2)	客観要件 (用途要件)	

問題 1 4. 大阪にある貿易会社 A の X 営業部長は、輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当するパソコンを自己使用目的で携帯して、1 週間の予定でドバイ (アラブ首長国連邦) に出張し、現地で建設中の海水処理プラントの商談を行った後、そのパソコンを本邦に持ち帰る場合、輸出許可の取得は不要である。○

【解説】正解率約 91%。輸出令別表第 1 の 9 の項 (7) に該当するパソコンを自己使用目的で携帯して、1 週間の予定でドバイ (アラブ首長国連邦) に出張し、そのパソコンを本邦に持ち帰る場合は、輸出令第 4 条第 1 項第二号へ及び無償告示第二号 5 の規定が適用できるので、輸出許可は不要である。

「輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物」(無償告示)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/kokuji/k01kamotu/k01kamotu_mushou.pdf

問題 1 5. 外為法第 48 条第 1 項に規定する「輸出をしようとする者」とは、法人のことであり、自然人 (個人) は含まれない。✕

【解説】正解率約 97%。外為法第 48 条第 1 項に規定する「輸出をしようとする者」には、**法人、自然人 (個人)** いずれも含まれる。

問題 1 6. 札幌にある A 社では、特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログ

ラム) 取引許可を適用して、日本からフィリピンにある子会社Bにふっ素化合物の製品(輸出令別表第1の5の項(1)に該当)を輸出し、現地で在庫の上、フィリピンで販売することを予定している。予定される需要者の一部については、軍関係機関であることを知らされているが、用途については、核兵器等の開発等に用いられる又は用いられる恐れや疑いがないことが判明している為、当該輸出に先立ち経済産業大臣への事前の届出は不要と判断した。✕

【解説】正解率約61%。A社は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、フィリピンにある子会社Bに輸出令別表第1の5の項(1)に該当する製品を輸出し、現地で在庫の上、フィリピンで販売することを予定している。予定される需要者の一部については、軍関係機関であることを知らされているが、用途については、核兵器等の開発等に用いられる又は用いられる恐れや疑いがないことが判明している。

この場合、包括許可取扱要領の(別表3)の(7)(表1)は、問題とはならないが、(表2)が問題となる。(表2)にあるように需要者の一部に軍関係機関がある場合は、**医療行為、会計事務等の事務処理、専ら事故・災害防止や人命救助に用いられるなどの懸念が少ないことが明らかな場合を除いて**、届出が必要な場合があるので、本問は誤り。

包括許可取扱要領の(別表3)の(7)(表1)

	用途	核兵器等の開発等	その他の軍事用途
	仕向地(提供地)		
用いられる(利用される)場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効	報告
	上記以外	失効	失効
用いられる(利用される)おそれがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	失効(注2)	/
	上記以外	失効	
用いられる(利用される)疑いがある場合	輸出令別表第3に掲げる地域	届出	報告
	上記以外		届出

(注1) 表中、「失効」は、当該輸出又は取引について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該輸出又は取引に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。「報告」は、当該輸出又は取引を行った後に当該輸出又は取引の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

(注2) 核兵器等の開発等のために用いられる又は利用されるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

包括許可取扱要領の（別表3）の（7）（表2）

仕向地（提供地）	輸出令別表第3に掲げる地域以外
輸出される貨物（提供される技術）の需要者（利用する者）が 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関 である場合	届出（注3）

（注3） 輸出される貨物又は提供される技術がストック販売される場合にあっては、需要者又は利用する者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合は届出を行うことを要しない。

5) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関とは、軍隊又は国防、治安の維持若しくは安全保障等を目的とする機関（警察及び情報機関を含む。）及びこれらの機関に属する機関をいう。

ただし、これらの機関を需要者（利用する者）とする場合であっても、懸念がないことが明らかな場合として次に掲げるものに該当する場合は届出を行うことを要しない。

- 1. 病院等において、医療行為に用いられることが明らかな場合**
- 2. 会計事務等の事務処理のために用いられることが明らかな場合**
- 3. もっぱら事故・災害防止又は人命救助のために用いられることが明らかな場合**

問題 17. 測定機器メーカーA社の輸出管理担当者は、営業の担当者から「韓国の工作機械メーカーX社に輸出する5台の測定装置（輸出令別表第1の2の項（12）に該当。）のうち、3台は韓国から更に中国にあるX社の上海工場に再輸出される契約であるが、その場合はどう対応すればよいのか。」と質問を受けた。輸出管理担当者は、「一旦韓国に輸入され、加工されることもなく中国に再輸出されるので、再輸出は韓

国に必要な許可等をとれば良い。」と回答した。これを受け、営業担当者らは、本邦から直接輸出する韓国は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の適用範囲と考え、当該包括許可証で輸出する予定である。✕

（参考）包括許可取扱要領 [別表A] より
韓国は、「い地域①」、中国は、「ろ地域」。

	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号又は17号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

【解説】正解率約87%。韓国の工作機械メーカーX社に輸出する5台の測定装置（輸出令別表第1の2の項（12）に該当。）のうち、3台は韓国から更に中国にあるX社の上海工場に再輸出される契約となっているので、この場合、仕向地は「**輸出貨物の最終陸揚港の属する国**」（運用通達の別表第3の1-4-1参照）である中国になる。


中国は、問題文にあるように「ろ地域」で、包括許可取扱要領の[別表A]の輸出令別表第1の2の項（12）にあたる欄では、「特定」となっているので、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は適用することはできない。

問題18. 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物という意味である。○

【解説】正解率約94%。輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物とは、いわゆる**輸出令別表第1の1の項に該当する貨物**という意味である。

別表第一（第一条、第四条関係）

貨物	地域
(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (二) 爆発物(銃砲弾を除く。)若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品 (三) 火薬類(爆発物を除く。)又は軍用燃料 (四) 火薬又は爆薬の安定剤 (五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品	全地域



問題 19. 名古屋にある工作機械メーカーAのX営業課長は、大阪にある農産物を輸入している貿易会社B（資本金1,000万円）から、輸出令別表第1の2の項に該当する最新型のNC工作機械1台（価額1億円）の引き合いを受けた。X営業課長は、貿易会社Bとは、初めての取引であったが、購入代金は、値引きなしの前払いで、設置・据付も不要という好条件であった。ただ、操作マニュアルや取扱説明書について、ハングル（朝鮮語）のものを求められたことや、航空機の製造でよく使われる加工方法等について、何度もきかれたことから、単なる国内取引ではないと思ったが、自社の決算期でもあり、自分のノルマも、まだ達成していなかったため、直ちに受注することにした。工作機械メーカーAの輸出管理上の対応は、適切である。✕

【解説】正解率約98%。名古屋にある工作機械メーカーAのX営業課長は、資本金1,000万円の大阪にある「農産物を輸入している」貿易会社Bから、初取引で、輸出令別表第1の2の項に該当する最新型のNC工作機械1台（価額1億円）の引き合いを破格の好条件で受けている。相手先が、農産物の輸入会社なのに、最新型の1億円のNC工作機械を購入するというのであるから、相当注意すべき案件である。

また、操作マニュアルや取扱説明書について、ハングル（朝鮮語）のものを求められていることや、航空機の製造方法等について、何度もきかれていることから、当該貨物は、輸出される可能性が高い。単なる国内取引ではないと担当者も思っていたというのであるから、平成18年3月3日付けの大臣通達の趣旨に照らし合わせても、メーカーAの輸出管理上の対応は、適切とはいえない。

問題 20. 一般包括許可の申請を行うことができる者の要件の1つとして、電子申請により申請を行う者とされている。○

【解説】正解率約65%。**一般包括許可の申請者は、包括許可取扱要領I. 2（1）で、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（特定手続等運用通達）に定めるところにより申請を行う者、すなわち電子申請により申請を行う者**とされている。

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/tutatu24fy/houkatu_toriatukaiyouryou.pdf

問題 2 1. 毎日輸出を行っている企業であっても、輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に該当する貨物の輸出及び外為令別表の 1 から 1 5 の項に該当する技術の提供を行っていないのであれば、我が国の安全保障を脅かしたり、国際的な紛争には結びつかないので、外為法第 5 5 条の 1 0 の輸出者等遵守基準に基づく該非確認責任者を選任する必要はない。
×

【解説】正解率約 9 8 %。外為法第 5 5 条の 1 0 第 1 項では、「第 2 5 条第 1 項に規定する取引又は第 4 8 条第 1 項に規定する輸出を業として行う者」と規定している。リスト規制貨物や技術を取り扱っていなくても、毎日輸出を行なっている企業は、外為法第 5 5 条の 1 0 第 1 項の「**輸出を業として行う者**」にあたるので、輸出者等遵守基準を定める省令第 1 条第一号イにより、該非確認責任者を選任する必要がある。

問題 2 2. 中国やタイなど海外の子会社等の輸出管理に関しては外為法の適用は受けないので、資本出資率に関係なく日本の親会社は当該子会社等に輸出管理の指導をする必要はない。×

【解説】正解率約 9 8 %。確かに、中国やタイなど海外の子会社等の輸出管理に関しては外為法の適用は受けないが、平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」の 2. (7) では、「**懸念貨物等が、第三国を經由して懸念国に渡る事例が世界的に見られるところ、海外子会社において、これらの懸念貨物等の拡散に関与したことが明らかになれば、企業の社会的責任が問われかねないことを十分認識の上、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行うこと。**」が求められている。

問題 2 3. 平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達では、不正な輸出等がなされないよう万全を期すため、輸出管理内部規程の履行の一環として監査を定期的実施し、輸出管理体制の不備や不正輸出等がないか十分チェックすることが求められている。○

【解説】正解率約 9 9 %。平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」の 2. (8) に明記されている。

問題 2 4. 出荷・輸出される貨物や技術が、輸出関連書類に記載された貨物や技術と同一であることを確認することは、アメリカなど輸出令別表第 3 の地域であるホワイト国向けの場合は省略してもよいと平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達で規定されている。又、通関事故が発生した場合であっても、その内容によっては、必ずしも輸出統括部署に報告する必要はないと規定されている。✕

【解説】正解率約 9 5 %。平成 1 8 年 3 月 3 日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」の 2 (3) では、「**出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。**」と規定されている。

問題 2 5. 横浜にある素材メーカー A は、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの大学を卒業したパキスタン人の X を開発研究員として、平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日に雇用した。素材メーカー A は、平成 2 5 年 1 月中旬に実施する新人研修で、外為令別表の 5 の項に該当する重合体に関する技術資料を X に提供する予定であるが、この場合、役務取引許可は不要である。○

【解説】正解率約 7 8 %。パキスタン人の X は、平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日に横浜にある素材メーカー A という「**本邦内にある事務所に勤務する者**」になっており、「外国為替法令の解釈及び運用について」6 - 1 - 5, 6 1 (2) イ (イ) により、居住者として取り扱われる。したがって、素材メーカー A は、X に外為令別表の 5 の項に該当する技術を提供する場合、役務取引許可は不要である。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/kokuji/kokuji2345_121228.pdf